

4 前三項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二の例に従う。

第十五条 営利を目的とする事業を営む者が、当該事業に関し、通話（音響又は影像を送り又は受けることをいう。以下この条において同じ。）を行ふことを目的とせず、多数の相手方に電話をかけて符号のみを受信させることを目的として、他人が設置した有線電気通信設備の使用を開始した後通話をを行わずに直ちに当該有線電気通信設備の使用を終了する動作を自動的に連続して行う機能を有する電気通信を行う装置を用いて、当該機能により符号を送信したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定に違反して有線電気通信設備を設置した者

二 第七条第一項（第十一条において準用する場合を含む。）又は第八条第一項の規定による命令に違反した者

三 第十三条第一項から第三項までの規定による罰金に処する。

四 第六条第一項（第十一条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の報告規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科す。

附 則 この法律の施行期日は、別に法律で定める。

附 則 （昭和二十八年八月三日法律第一六号）抄
（施行期日）

1 この法律中、第五十三条の規定は交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号）の施行期日から施行する。

附 則 （昭和二十九年六月八日法律第一六号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附 則（昭和三十三年五月六日法律第一三号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から起算して六十日を経て、当該機能により符号を送信したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定に違反して有線電気通信設備を設置した者

二 第七条第一項（第十一条において準用する場合を含む。）又は第八条第一項の規定による命令に違反した者

三 第十三条第一項から第三項までの規定による罰金に処する。

四 第六条第一項（第十一条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の報告規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科す。

附 則 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

附 則（昭和三七年五月八日法律第一〇九号）抄
（施行期日）

1 この法律は、災害対策基本法の施行の日から施行する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄
（施行期日）

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他のこの法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお從前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさしは不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 この法律の施行前にされた行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和四七年七月一日法律第一四号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（昭和五三年六月一五日法律第七三号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から起算して六月を経て、当該機能により符号を送信したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五九年一二月二十五日法律第一八七号）抄
（施行期日）

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。（有線電気通信法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 この法律の施行に伴い、第五十条の規定による改正後の有線電気通信法第三条第二項

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和三八年七月一二日法律第一四〇号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経て、当該機能により符号を送信したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則（昭和四四年六月二日法律第三七号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経て、当該機能により符号を送信したときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

附 則（昭和四六年五月二十四日法律第六六号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経て、当該機能により符号を送信したときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

附 則（昭和四七年七月一日法律第一九号）抄
（施行期日）

1 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきこととの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続においては、この法律による改正前の関係法律の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第一条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一年八月一八日法律第一三七号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年二月二二日法律第
一六〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)

は、平成十三年一月六日から施行する。(ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

一 第九百五十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第十三百四十四条の規定

附 則 (平成一四年一二月一一日法律第
一四二号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一五年七月二十四日法律第一
二五号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して九月を経過した日から施行する。

附 則 (平成一五年七月二十四日法律第一
二五号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して九月を経過した日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一一日法律第
一四二号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を経過しない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電波法第九十九条の十一第一項第二号の改正規定及び附則第五条の規定

の日

二 及び三 略

四 第一条中電波法第百九条の次に一条を加える改正規定(同法第百九条の二第五項に係る部分に限る。)並びに第三条及び附則第四条の規定

について効力を生ずる日

(条約による国外犯の適用に関する経過措置)

第四条

附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の電波法第百九条の二第五項の規定及び有線電気通信法第十四条第四項の規定は、当該規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

その他の経過措置の政令への委任

第三条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定め

る。

附 則 (平成二三年一二月三日法律第六
五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六
九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為に施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条 第二条の規定、第三条中会社法第十一条第二項の改正規定並びに附則第六条から附則第十五条まで、附則第二十一条から附則第三十条まで及び附則第三十四条から附則第四十一条まで及び附則第四十四条から附則第四十八条までの規定

された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもの取消しの訴え提起については、なお従前の例による。

不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

第五条 前三条に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定め

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における経過措置

第七条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

第八条 (罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定め

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定め

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行前にした行為並びに附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

第十二条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

第十三条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

第十四条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

第十五条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

第十六条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

第十七条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

第十八条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

第十九条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

第二十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

第二十一条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

第二十二条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

第二十三条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

第二十四条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

第二十五条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

第二十六条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

第二十七条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置